

その他の施設

新たな設備としては、災害時避難所機能として非常食備蓄庫を設け、非常食、毛布、水袋、ランタン、石油ストーブ、移動用発電機等を備蓄しています。

また、電気室には非常用自家発電機を設置し、停電時に施設内の一部の照明とコンセントをカバーします。



問寒別生涯学習センターは、町民の皆さんのための施設です。お気軽に足を運んでください。ロビー・図書コーナーで本を読んだり、ゆっくり一休みしたり、ご利用くださいますようお願いいたします。



人権擁護委員制度をご存知ですか

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。

相談は無料で、難しい手続もありません。もちろん相談内容についての秘密は固く守られます。

人権相談所は、気軽に相談できる場所として、法務局で常時開設されているほか、市町村役場や公共施設などを利用して、特設人権相談所が開設されることもあります。

幌延町人権擁護委員は幌延町から推薦されて、法務大臣が委嘱した次のお二人です。

稲垣 紘 順 氏 ・ 三好 和 夫 氏

全国一斉「人権擁護委員の日」特別相談所開設のお知らせ

稚内人権擁護委員協議会では、下記の日程により「特設相談所」を開設いたします。

家庭内トラブル（夫婦・離婚・扶養・相続）、学校での「いじめ・体罰」、近隣との争い、ネットトラブル、架空請求、育児の悩み、借地・借家、不動産売買、金銭貸借等多岐の相談に応じます。

相談内容についての秘密は堅く守られます。難しい手続もありませんし、相談は無料です。どうぞお気軽にお越しください。

記

《全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所の開設日程等》

日 時 平成28年6月1日（水）

午前10時から午後3時まで

場 所 幌延町生涯学習センター 研修室

■問い合わせ先 旭川地方法務局稚内支局

稚内市末広5丁目6番1号 電話 0162-33-1122